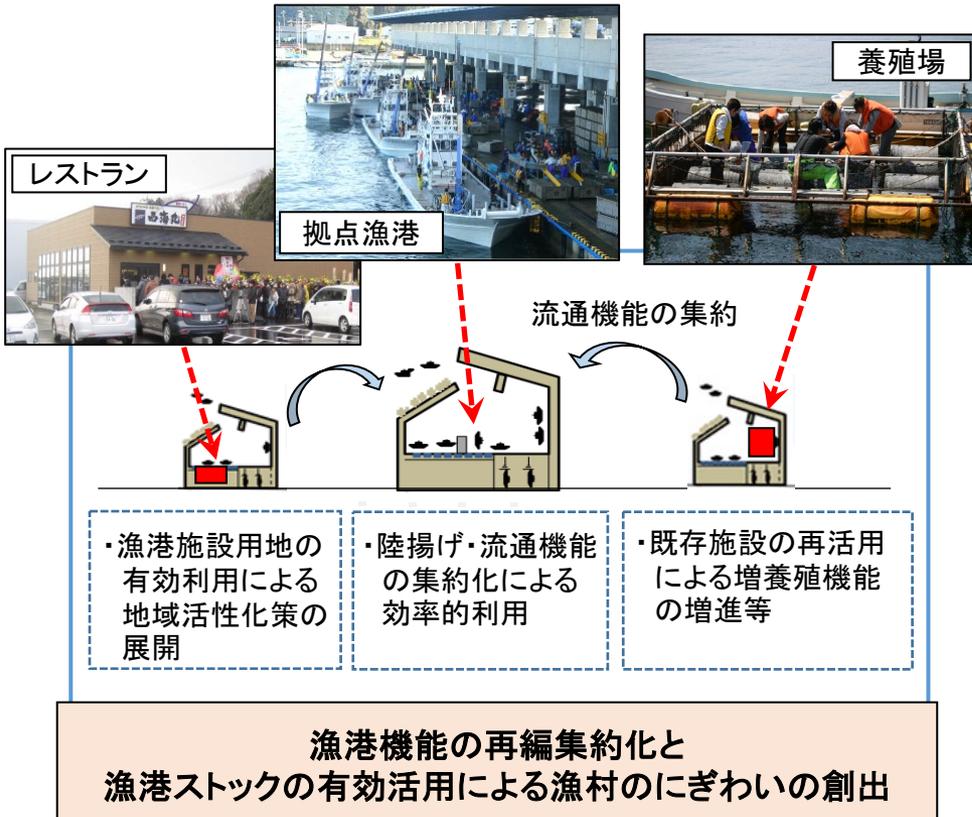


漁港の有効活用について

水産庁計画課利用調整班

漁港施設を有効活用すべき背景

- 人口減少社会の到来や地域漁業の情勢が変化中、漁港の機能が重複・分散した状態での利用が続くと、維持管理・更新費の増大が懸念。
- このような中、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど漁港機能の更なる再編・集約化とあわせ、機能集約された漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることが重要な課題。



漁港施設の有効活用に関する指針

- 漁港漁場整備長期計画
(令和4年3月閣議決定)
⇒ 漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど海業等の振興を図る。
- 農林水産業・地域の活力創造プラン
(令和3年12月決定)
⇒ 拠点漁港の機能の再編・集約、漁港施設を活用した海業等の振興

新たな漁港漁場整備長期計画の基本的な方針

前計画 (H29～R3)

- 以下の4つの重点課題を設定し、漁港漁場漁村の総合的かつ計画的な整備を推進

重点課題

- (1) 水産物の競争力強化と輸出促進
- (2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- (3) 大規模自然災害に備えた対応力強化
- (4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出



情勢の変化

- 水産業・漁村を取り巻く状況
 - ・ 水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少
 - ・ 気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化
- 新たな政府方針の策定、社会情勢の変化
 - ・ 「水産政策の改革」の実施
 - 新たな資源管理システムの構築
 - マーケットイン型養殖業への転換
 - 農林水産物・食品の輸出額目標5兆円 等
 - ・ カーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - ・ デジタル化の進展
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大 等

新計画 (R4～R8)

- 今後5年間に取り組むべき重点課題を以下の3つに整理
 - (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
 - (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
 - (3) 「海業(うみぎょう)」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

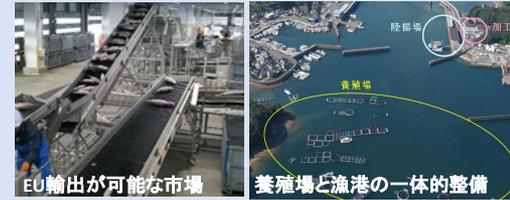
(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点を つくる。

イ 養殖生産拠点の形成

国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点を つくる。



(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

イ 災害リスクへの対応力強化

災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。



(3) 「海業(うみぎょう)」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

ア 「海業(うみぎょう)」による漁村の活性化

海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



また、以下の事項についても共通する課題として取り組む。

(共通課題) 社会情勢の変化への対応

- (1) グリーン化の推進、
- (2) デジタル社会の形成、
- (3) 生活スタイルの変化への対応

新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

「海業^{うみぎょう}」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

目指す姿と主な施策

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ◆ 漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深
- ◆ 輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化

イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
- ◆ 種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
- ◆ フロンティア漁場整備や水産物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備
- ◆ ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
- ◆ 漁港・漁村における就労者等の避難対策
- ◆ 機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換

ア「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
- ◆ 漁港と地域資源を生かした「海業（うみぎょう）」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり
- ◆ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
- ◆ 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備
- ◆ 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備

主な成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100トン 等

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8) 等

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 漁港における新たな「海業^{うみぎょう}」等の取組件数
5年間でおおむね500件

※海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をいい、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

（共通課題）社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進（設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等）
- ・デジタル社会の形成（産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等）
- ・生活スタイルの変化への対応（消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等）

漁業協同組合や民間企業による漁港施設の有効活用方法

			財産処分又は行政処分手続き			緩和措置	
			漁港漁場整備法	漁港管理条例	適正化法(注1)第22条(承認基準(注2))	有効利用長官通知(注3)	有効利用部長通知(注4)
1. 漁港区域内の補助用地に民間施設等を設置する場合							
①	用地交換	漁港区域内の補助用地と都道府県や市町村の保有する単独用地とを交換して民間施設等を設置	例1、2	○ (占有許可)	○ (交換の承認)		
②	用地の占用	未利用・低利用の漁港施設用地を占有許可により水産業の振興、地域の振興に資する施設等を設置	例3、4	○ (占有許可)	○ (目的外使用の承認)	☆	
③	漁港施設の貸付け	漁港施設用地を民間事業者に貸付け、当該事業者の資金や経営ノウハウ等を活用して、漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等を設置	例5	○ (貸付け(第37条の2))	○ (貸付けの承認)		
2. 漁港区域内の泊地等で増養殖を実施する場合							
	漁港水域の占用	泊地等、漁港の静穏水域を有効活用して、増養殖施設を設置	例6、7	○ (占有許可(第39条))	○ (目的外使用の承認)		☆
3. 漁港区域内の岸壁や泊地等でプレジャーボートを係留・保管する場合							
	漁港施設等の占用	岸壁や泊地等を有効活用して、プレジャーボートの係留・保管施設(オーナーバース)を設置	例8、9	○ (占有許可(第39条))	※	※	※

(注1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

(注2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産大臣官房経理課長通知)

(注3) 漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて(平成25年2月28日付け24水港第3042号水産庁長官通知)

(注4) 漁港漁場整備事業により取得した漁港施設の活用について(平成27年5月21日付け27水港第941号水産庁漁港漁場整備部長通知)

※ 例では適用がないが、ケースによっては適用の場合がある。

1-① 用地交換(補助用地と単独用地)

- 漁港区域内の補助用地には漁港施設以外の施設は設置ができないが、等価で単独用地と交換することにより、これを実現。

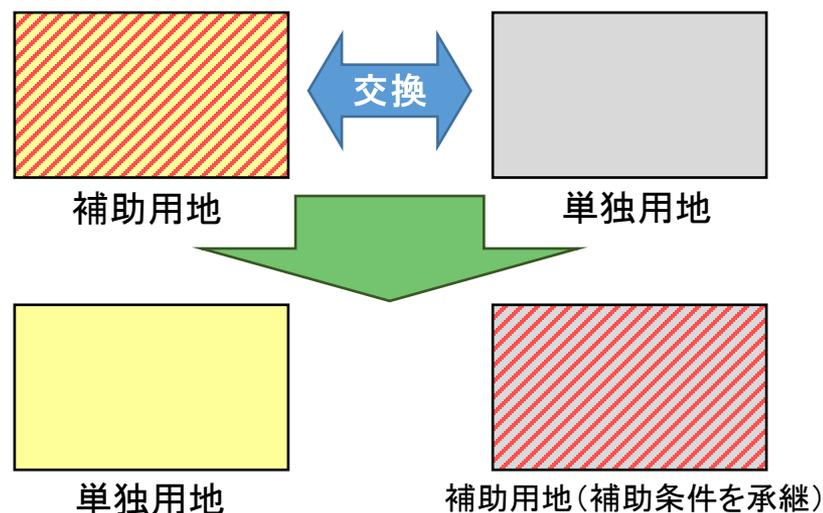
【根拠規定】

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条
- 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産大臣官房経理課長通知)第3条(別表1の処分区分「交換」)



農林水産大臣に申請し承認を受ける必要

補助の交換



- ※ 原則、交換により差損が生じない場合に限定
- ※ 赤の斜線は漁港関係補助事業により取得した用地の表示

【留意事項】

- 用地交換は、漁港機能に支障が生じないことが前提。第1線用地から第4線用地までの区分に応じた用地配置の原則は平成21年度に撤廃されたが、交換後の用地の利用については、周りの漁港施設用地との利用上の整合性に十分留意する必要。
- 用地交換により補助関係を解消したとしても、風営法に規定する風俗営業等、用途に制限があることに留意する必要。

事例1 用地交換による飲食店・直売所の設置(富来漁港 石川県志賀町)

概要

- 従来より、漁港内の静穏水域を利用して、定置網で漁獲したサバ等を蓄養し、漁獲量や市況を確認しながら出荷を調整していた。
- 加えて、トラウトサーモンの養殖を開始するとともに、漁港内の用地に飲食店(回転寿司)と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供する。
- この結果、漁港来訪者の大幅な増加とともに、新たな雇用創出と漁業者の所得向上を実現する。



背景

- ・志賀町では、所得向上及び新たな就業機会の創出として6次産業に取り組んでいた。
- ・蓄養水面を確保することで、出荷量の調整を行い、魚価の安定を図ることが可能となるため、静穏域を利用するようになった。
- ・交流人口増加のため、通年で富来漁港へ来ていただけるような取り組みとして回転寿司と直売所を設置した。

有効活用の内容

- ・漁港内の水域において、平成26年12月にトラウトサーモンの養殖を開始した。平成10年に海水交換施設の整備に着手し平成17年に竣工した。
- ・補助用地と県単独用地を交換した用地にて、地元漁協の構成員で作る法人が回転寿司屋と直売所を開店。蓄養・養殖した魚介類を供する。

活用した漁港施設	水域、漁港施設用地(漁具保管修理施設用地)
実施時期	平成26年度
実施主体	(有)テイチ(地元漁協の構成員でつくる法人、現在は(株)西海丸定置)
活用した事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
実施した手続き	用地交換、占用許可、漁港施設用地利用計画変更

回転寿司西海丸(H27.2開店)



直売所「西海丸」(H26.10開店)



効果

- ・富来漁港の来訪者約8万人(R1)
- ・地元雇用者数 8人(R1)
- ・寿司店売上げ8.9千万円、直売所売上げが1億1千万円(R1)

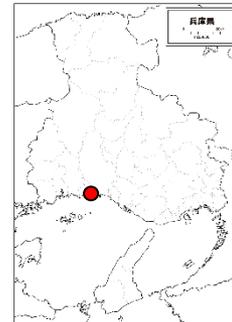
(万人) 富来漁港の来訪者



事例2 用地交換による飲食店・直売所の設置(妻鹿漁港 兵庫県姫路市)

概要

- 妻鹿漁港では、従来より漁協が直売所の運営やイベントの実施を行っていたが、直売所及び駐車場が狭小であることが課題。
- 補助用地と県単独用地を交換し、直売所を拡張し、食堂や情報発信機能を持つ施設を整備。
- 漁港来訪者が増加し、地元漁業の認知度アップと地元水産物のPRに寄与。



背景

- ・妻鹿漁港は、地元の漁協がイベントを開催、簡易直売所を運営するなど、消費者に開かれた漁港として機能している。
- ・しかし、直売所の規模が小さいことや、駐車場が少ないために路上駐車が発生すること等の問題が生じていた。



有効活用の内容

- ・漁港区域内の補助用地と県単独用地との交換によって用地を確保し、直売所の拡張及び来訪者用駐車場の整備を行った。
- ・直売所では、坊勢島の漁業者により漁獲された水産物をはじめとした地元水産物だけでなく地元野菜や土産物を販売し、さらに食堂、バーベキュー施設を併設し、妻鹿漁港の賑わいと家島諸島の情報発信の拠点となっている。

活用した漁港施設	漁港施設用地(補助用地である荷さばき所用地と、単独用地である加工施設用地及び給油施設用地の交換)
実施時期	平成27年度
実施主体	坊勢漁業協同組合
実施した手続き	用地交換、占用許可、漁港施設用地利用計画変更



効果

- ・直売の拡張と来訪者用駐車場の整備により、漁港来訪者が2倍に増加
- ・来訪者の増加とイベントの増加により、新たな賑わい、地元水産物PRの機会を創出
- ・直販施設の売上が増え、地元水産物の認知度アップ

開設前 (H26)	開設後 (R1)
8万人	16万人
1件	5件
92	259
来訪者数	売上金額 [百万円]

1-② 用地の占用(未利用・低利用地の有効利用)

○ 漁港施設用地の整備が全て完了したものの、漁業従事者数の減少等の漁業情勢や社会経済情勢の変化によりやむを得ず未利用・低利用となっている補助用地に水産業の振興や地域の振興に資する施設を設置し、これを有効利用。

設置可能な施設

- ① 漁港施設(漁港漁場整備法第3条に掲げる施設)
- ② 公用又は公共用に供する施設(公民館、消防施設、防災施設など)
- ③ 水産業の振興に資する施設(水産物直販所、レストラン、漁協事務所など)
※地公体以外・水産業協同組合以外が設置する場合は地公体・近隣住民・漁業関係者・漁港利用者等の合意形成が必要
- ④ 地域の振興に資する施設(観光案内所、駐車場など)
※地公体以外が設置する場合は、地公体・近隣住民・漁業関係者・漁港利用者等の合意形成が必要

施設の設置が可能な者

- ① 地方公共団体(漁港管理者以外の地方公共団体も可)
- ② 水産業協同組合(信用事業又は共済事業を実施する漁連を除く。)
- ③ 漁港管理者が公正な手続に従い選定した者(地方自治法等の規定に基づく随意契約など公正な手続により選定した民間事業者等)

【根拠規定】

「漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて」(平成25年2月28日付け24水港第3042号 [水産庁長官通知](#))の第3

【手続き】

- ① 補助金適正化法第22条に基づく目的外使用に係る [農林水産大臣の承認](#)
- ② 漁港管理条例に基づく漁港施設用地の占用に係る [漁港管理者の許可](#)

【補助金適正化法 第22条】

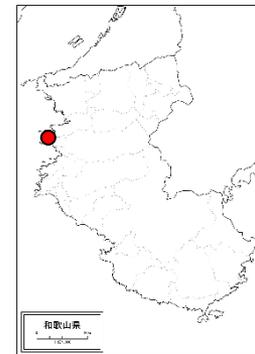
- 補助事業等により取得等した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、[農林水産大臣の承認](#)が必要。
- 地域活性化等を図るため、地方公共団体が所有している長期利用財産を財産処分する、次のものは国庫納付を要しない。
 - ・ 目的外使用で、収益がないもの
 - ・ 譲渡又は貸付けで、無償のもの※当該泊地の財産処分により、他の補助施設の使用に支障がないことが前提。

・ 長期利用財産: 補助目的に従った利用により10年を経過したもの。
・ 地域活性化等: 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。

事例3 未利用・低利用地に水産物直売所を設置（箕島漁港 和歌山県有田市）

概要

- 箕島漁港では、漁業者数の減少もあり水産業での利用が低下。観光等での利用促進を検討。
- 常設の直売所を望む声があり、未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「新鮮市場浜のうたせ」を整備。
- 令和2年5月末のオープン以降、半年間での来客数は14.6万人、売上高は2.8億円と地域活性化に大きく寄与。



背景

- ・ 箕島漁港では、近年、漁業者の高齢化や後継者不足から、利用する漁業者数や漁船隻数が減少し、水産業での漁港利用の低下が課題。
- ・ 漁港利用の促進策として、旅行会社とタイアップしたバスツアーやプレハブでの簡易直売を試験実施したところ、常設の水産物直売所を望む声が多数寄せられる。

有効活用の内容

- ・ 常設の水産物直売所の整備に向け、平成29年度に有田箕島漁協役員による検討委員会が設立され、商工会議所、観光協会、金融機関、民間事業者等がメンバーに加わり、当該施設を有田市の観光業における中核施設としていくため、地域全体の機運が盛り上がった。
- ・ 未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「浜のうたせ」を整備（令和2年5月30日オープン）。施設内には、箕島漁港で水揚げされた水産物をはじめとして地元農産物や土産品を販売する物販コーナー、地元水産物を利用した食事を提供する食事コーナーがある。

活用した漁港施設	漁港施設用地（野積場用地等）
実施時期	令和2年度
実施主体	有田箕島漁業協同組合
活用した事業	農山漁村振興交付金
実施した手続き	財産処分（目的外使用）、占用許可、漁港施設地利用計画変更

箕島漁港：浜のうたせ



効果

- ・ 5月末のオープン以降、半年間で来客数は14.6万人（物販購入・飲食者数）売上高は2.8億円。
- ・ 年間での来客数は29万人、売上高は5.6億円と想定され、計画時の想定である来客数7.2万人、売上高1.1億円を大きく上回ると期待される。
- ・ 直売所の整備により、魚価が下支えされ、また新たな所得が得られるという好循環が生まれ出しており、これが維持されることでの、漁業者の所得向上、新規就業者の定着を目指す。

概要

- 鳥取県は、海面養殖に適した内湾がない上、冬期風浪の影響等で前浜での養殖ができず、養殖業の発展が遅れていた。
- このため、県が海水井戸水を用いた陸上養殖事業に支援する養殖推進事業を展開。
- その結果、民間企業がひらめ、あわびの養殖を実施し、漁業振興や地域活性化に貢献している。



背景

- ・鳥取県は、海面養殖に適した内湾がない上、冬期風浪の影響等で前浜での養殖ができず、養殖業の発展が遅れていた。
- ・一方、陸上養殖には気象・海象の影響を受けにくい等多様なメリットがあり、競争力のある産地づくりを進めるにあたり欠かせない手法の一つ。
- ・事前に県が実施した試掘調査により地下海水取水の目処が立っていた。

有効活用の内容

- ・加工場用地等にヒラメ、アワビの陸上養殖施設を整備。
- ・事業者は公募により決定。
- ・養殖施設に隣接して直売所と食堂の整備や、地元醤油業者との連携による商品開発等、養殖以外の事業についても展開。

活用した漁港施設	漁港施設用地(加工場用地等)
実施時期	平成25年
実施主体	湯梨浜振興合同会社(施設の設置者)
活用した事業	陸上養殖起業支援事業(県1/3、市町村1/6)
実施した手続き	財産処分(目的外使用)、占用許可、漁港施設用地利用計画変更

効果

- ・陸上養殖により、5.0tのヒラメを生産(R1)。
- ・県内外から見学者が訪れるとともに、海の駅まつり等の開催により、漁港地域における新たな賑わいを創出。



- ・近隣の道の駅における養殖魚を利用した「ひらめのうまか丼」の販売や、地元自治体のふるさと納税返礼品となっている等、地域が一体となって地元水産物のPRを行っている。

泊漁港



陸上養殖施設



1-③ 漁港施設の貸付け

○ 民間事業者の申請に基づき漁港管理者が選定した当該民間事業者が、漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等の運営の事業を行い、水産物の衛生管理の方法の改善、流通に係る業務の効率化を図る場合には、行政財産である漁港施設の貸し付けが可能。

○ 対象となる漁港

取り扱う水産物の数量が年間百トン以上
(※H31.4の改正前は年間千トン以上)

○ 貸付けができる特定漁港施設

- ① 係留施設
 - ② 輸送施設
 - ③ 増殖及び養殖用施設
 - ④ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設
 - ⑤ 船舶保管施設
 - ⑥ 前各号に掲げる施設の機能を確保するための護岸
 - ⑦ 前各号に掲げる施設の敷地
- (※③及び⑤はH31.4の改正時に追加)

○ 事業者の認定基準

- ① 必要な資力及び信用を有していること
- ② 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること
- ③ 実施する運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること
 - ・水産物の衛生管理の方法の改善、流通に係る業務の効率化に特に資すること
 - ・当該漁港の漁港管理規程に適合すること
 - ・当該漁港の利用を阻害しないこと 等

【根拠規定】

漁港漁場整備法第37条の2
漁港漁場整備法施行規則第11条の2～第11条の9

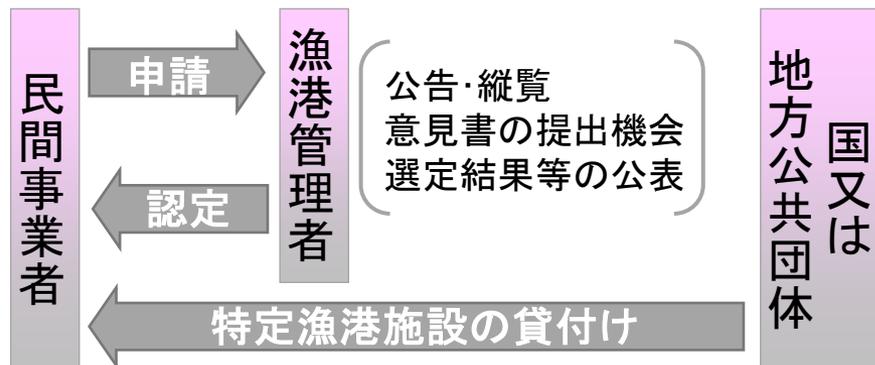
【特例措置の内容】

行政財産の貸付けの容認
借地権、賃貸借の存続期間に係る規定の適用除外

【貸付け制度の効果】

- 長期間の安定した賃貸借契約のもと、民間の資金、経営ノウハウ等を活用した事業が可能
- 高度な衛生管理、鮮度の保持等、漁港施設の機能の高度化が図られる

○ 手続きフロー



事例5 民間事業者に漁港施設用地を貸付け製氷施設を設置（片貝漁港 千葉県九十九里町）

概要

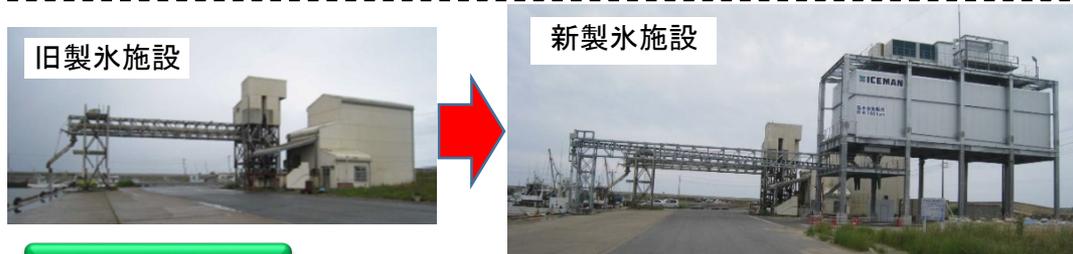
- 九十九里漁業協同組合が保有する製氷・冷凍及び冷蔵施設が老朽化し、氷の供給量が消費量に追い付かず、他地区（銚子漁港）から移入を行っていた。
- このため、民間企業の活力を導入して新たな製氷施設を建設するため、漁港漁場整備法第37条の2の規定に基づき、民間事業者に行行政財産である漁港施設用地（補助用地及び公共空地）等を長期間にわたって貸付け。
- なお、貸付けた漁港施設用地等は、国庫補助事業で整備したため、補助金適正化法第22条の規定に基づき農林水産大臣の承認手続きを行っている。（貸付けにより収益が生じないため国庫納付不要）

有効活用の内容



【概要】

- ・実施主体：アイスマン株式会社
- ・活用した漁港施設：製氷、冷凍及び冷蔵施設用地（補助用地）、岸壁
- ・使用目的：製氷施設の設置
- ・使用上の制限、権利譲渡等の禁止、契約の解除等の条項を付して契約締結



効果

- 安価な氷が安定して供給されるようになり、漁業者等の労働時間の短縮や経営の安定化につながった。
- 漁業者等が氷の心配をすることがなくなり、漁業及び水産加工業に専念できるようになった。

根拠法令（採択当時の規定）

■漁港漁場整備法（抄）
 第37条の2 漁港（※1）における特定漁港施設（※2）を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

4 国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第1項の規定にかかわらず、行政財産（国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。）である特定漁港施設を第2項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

（※1）水産物取扱量年間千トン以上を適用（漁港漁場整備法施行規則第11条の2）
 （※2）「漁獲物の処理、保蔵及び加工施設の敷地」を適用（漁港漁場整備法施行規則第11条の3）

■補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（農林水産省大臣官房経理課長通知）
 第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。
 2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

○別表1（該当箇所抜粋）

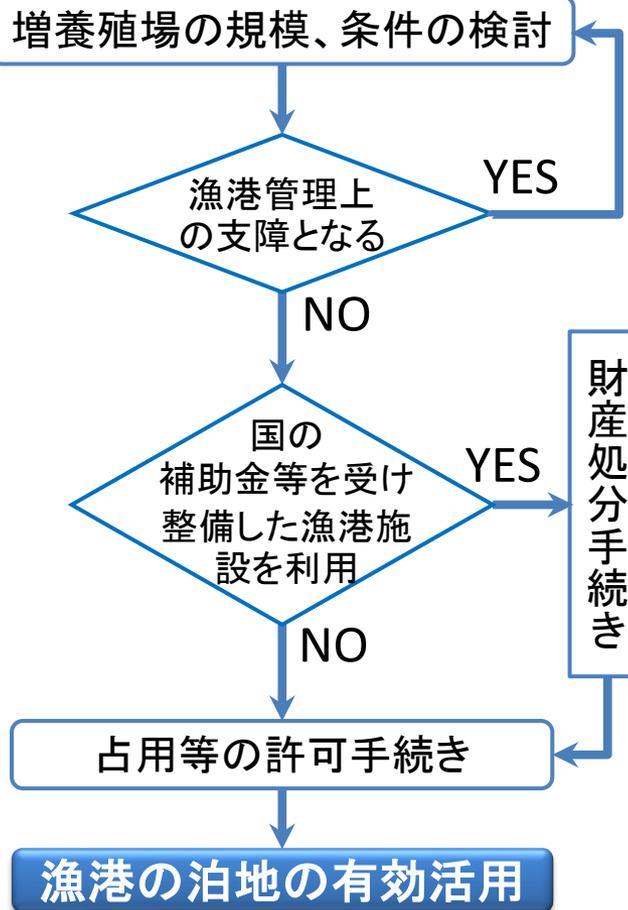
処分区分	承認条件	国庫納付額	
		貸付け	国庫納付
長期期間（1年以上）の貸付け	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。 なお、漁港漁場整備法（昭和25年法律第25号）第37条の2の規定により認定を受けた場合は、 <u>貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。</u>	

2 漁港水域の有効活用

【基本的な考え方】

- 漁港ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の再編、集約化を図る一方、余裕の生じた漁港内の静穏水域を増養殖の場として有効活用。

漁港水域の有効活用の検討フロー



- 漁港の泊地を有効活用する者は、漁業協同組合のほか、建設業者等の**民間事業者でも可**。

【補助金適正化法 第22条】

- 補助事業等により取得等した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、**農林水産大臣の承認**が必要。
- 地域活性化等を図るため、地方公共団体が所有している長期利用財産を財産処分する、次のものは国庫納付を要しない。
 - ・ 目的外使用で、収益がないもの
 - ・ 譲渡又は貸付けで、無償のもの※当該泊地の財産処分により、他の補助施設の使用に支障がないことが前提。

- ・ 長期利用財産：補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。
- ・ 地域活性化等：近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。

【漁港漁場整備法 第39条】

- 漁港の区域内の水域又は公共空地において、水面若しくは土地の一部占用等をしようとするものは、**漁港管理者の許可**が必要。
 - ・ 許可の期間は原則10年以内（H31.4の改正前は原則1年以内）
 - ・ 漁港整備事業の施行、将来計画、漁港施設の維持管理、利用などに著しい影響を及ぼす恐れのない区域
 - ・ 永久又は半永久工作物の建設又は改良を目的とする占用等でないこと

事例6 漁港内の静穏域をウニの身入り改善の場として活用（木古内漁港 北海道木古内町）

概要

- 木古内漁港では、漁業者の生産額が少ないことや、高齢化が顕著であることが課題。
- 漁船利用が減少した漁港の水域を活用し、身入りの少ないウニを移植放流し、2か月程度給餌することで、身入りを改善。
- 泊地をウニの養殖場として活用することで、漁業者の収入増や、観光客の増加等が見込まれる。



背景

- ・北海道日本海地域では、組合員1人当たりの生産額が全道平均の半分程度で、漁業者の高齢化も顕著。
- ・木古内町内4漁港の統合・再編によって、木古内漁港(釜谷地区)では利用する漁船が減少し泊地に余裕が発生。

有効活用の内容

- ・高齢者でも操業がしやすい漁港内の静穏域を活用し、身入りの悪いウニの身入りを改善させる実証試験を実施。
- ・周辺の漁場にて採取した身入りの悪いウニを漁港の静穏域に移植放流。
- ・餌には、餌用に養殖したワカメやマコンブの他、廃棄予定のガニアシを活用。
- ・養殖場は、ウニのタモ網漁業体験の開催場所としても活用。

活用した漁港施設	水域
実施時期	平成29年度～
実施主体	上磯郡漁業協同組合
活用した事業	水産基盤整備事業(漁港機能分担・有効活用推進事業)
実施した手続き	特になし

効果

- ・高齢者に優しい安全な就業環境の場の提供
- ・短期間で漁業者の収入UP
- ・増養殖餌料費の節減
- ・観光客の受け入れとして、平成30年7月に秋田県大館市の児童40名を対象にウニ獲り体験を実施
- ・令和2年7月には木古内町の地域住民を対象にキタムラサキウニ240kg(殻付き1,200個、販売価格18万円)を販売

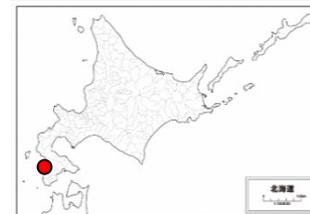
木古内漁港(釜谷地区)



事例7 漁港内の静穏水域をナマコの増養殖場として活用（乙部漁港 北海道乙部町）

概要

- 乙部漁港の元和地区は、以前はホタテ漁等の中型漁船の利用が主であったが、現在は船外機船が主であるため、ホタテの水揚げを同漁港の乙部地区に集約した。
- これに伴い、元和地区では水産基盤整備事業により海水交換施設を整備。
- 泊地をナマコの増養殖場として活用することで、漁業者の収入増が見込まれる。



背景

- ・漁港の一体的利用を促進し、操業の安全を一層向上させることにより、安定した漁業振興を推進するため、平成27年2月に乙部漁港と元和漁港が統合。
- ・元和地区における大型船（ホタテ養殖）の陸揚げを乙部地区に集約したことにより、漁港利用は船外機のみとなり、元和地区には泊地に余裕が生じた。

有効活用の内容

- ・乙部漁港（元和地区）においては、泊地全域をナマコの増養殖エリアとした。
- ・港内環境は静穏性に優れている一方で、北海道が水質調査を実施したところ、水質環境の改善が必要であることが判明。そこで、海水交換施設を整備。
- ・海水交換施設の完成後、令和元年6月に稚ナマコ（15～30mm）5,000匹を放流。
- ・養殖事業の展開に当たっては、ナマコの種苗購入については乙部町が、増養殖の技術指導については北海道がそれぞれ支援。
- ・海水交換施設の整備による漁港内の水質環境を把握するため、令和元年度から水質調査を実施しており、海水交換施設の有効性を確認している。

活用した漁港施設	水域（増殖水面5,500m ² ）
実施時期	令和元年～
実施主体	ひやま漁業協同組合
活用した事業	水産基盤整備事業（漁港機能分担・有効活用推進事業）
実施した手続き	占用許可

効果

- ・令和元年度に放流した稚ナマコが漁獲サイズになるまでの期間は3年程度（令和4年度に出荷）を見込んでおり、5,000匹を出荷した場合は、年間750万円程度の収入になる。

海水交換施設の整備



港口にナマコ流出防止フェンスを設置
（船外機船は航行可能）

ナマコの増殖エリア

乙部漁港（元和地区）

3 漁港におけるプレジャーボートの利用

【基本的な考え方】

- 漁港は、漁業根拠地である。一方、公共空間でもあり、自由使用が原則。
- このため、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図ることが必要。
- 漁港にプレジャーボートを受け入れる場合は、漁業活動や漁港管理上の支障とならないよう、また、水域の状況を踏まえ、既存水域の活用等により、係留・保管場所を選定。

【プレジャーボート受入れの目的】

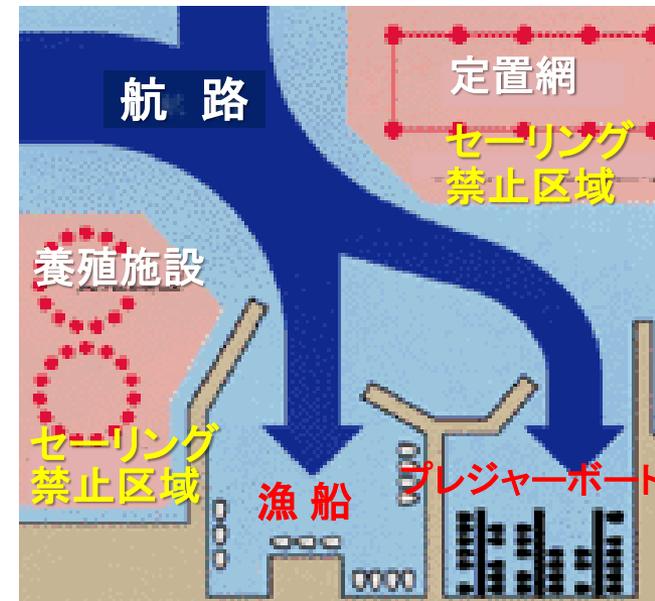
- ・漁業の振興
漁業と海洋性レクリエーションとのトラブル防止、漁港漁場の秩序ある利用
- ・漁業と海洋性レクリエーションの共存
漁業の振興に沿った形での、海洋性レクリエーションの取込み
- ・漁港漁村地域の活性化
漁港を核とし、直販所での新鮮な魚介類等を通じて、地区内外の住民が集う地域の拠点として機能

【オーナーバースの場合の手続き】

漁業活動で利用するために整備した既存泊地等の場合、目的外使用等の財産処分、水面の占用許可が必要となる場合がある。

【施設の管理・運営】

- 秩序ある利用のため、必要に応じて、船舶等の放置等禁止区域及び係留許可施設の指定を行う。
- 指定管理者制度、公共施設等運営権制度(利用料金の決定等を含め民間事業者による自由度の高い事業運営が可能)等、PPP/PFI制度を活用した施設の管理・運営を検討する。



石田フィッシャリーナ(富山県黒部市 石田漁港)

- 石田漁港では、日本初のフィッシャリーナを、平成4年10月に供用開始。その後、漁港の安全性を高めるとともに周辺河川等の放置艇対策のため、プレジャーボート収容施設を拡張。
- フィッシャリーナには釣り桟橋が併設され、休日などは大勢の釣り客でにぎわっている。また、漁港周辺に石田海水浴場もあり、海の観光拠点となっている。
- フィッシャリーナ、釣り桟橋は、指定管理者くろべ漁業協同組合が管理・運営。

石田漁港



URL: <http://www.fisyarina.jp/>



釣り桟橋



フィッシャリーナ



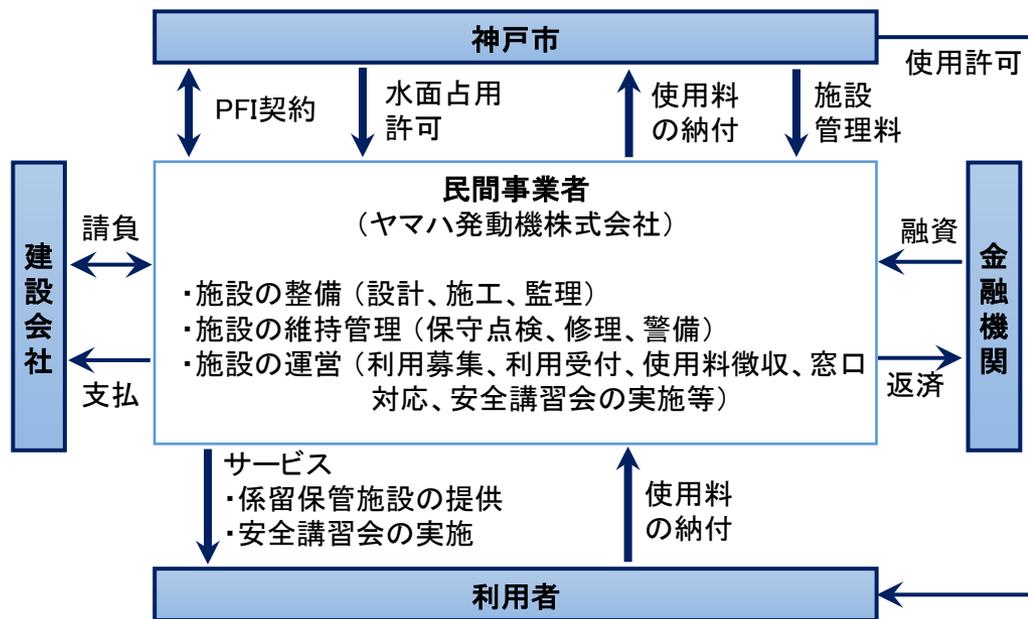
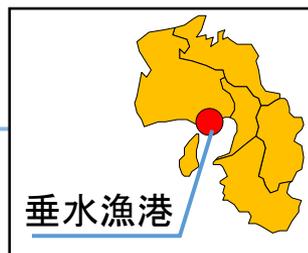
海水浴場



- 年間交流人口 6,802人(H27)
- 釣り桟橋利用者5,818人(H27)
- 収容隻数62隻 ⇒ 175隻
- 不法係留隻数
162隻(H24) ⇒ 44隻(H28)

【PFI事業の枠組み】

- 漁船とプレジャーボートを分離收容するプレジャーボート係留保管施設の整備・運営に、PFI制度を活用。
- PFI事業者として選定された民間事業者は、神戸市から提供を受けた水域に、プレジャーボートの係留施設等を建設し、20年間(H34.3.31まで)にわたって維持管理及び運営を行う。
- 民間事業者は、契約期間終了後、自らの費用で係留施設等を撤去し原状回復。(BOO方式)
- プレジャーボート收容能力 150隻



(参考)PFI (Private Finance Initiative)とは、

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
- 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施

<PFIの推進により期待される効果>

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

民間事業者が漁港を有効活用する場合の条件等について

漁港の有効活用は、本来、地方公共団体、漁協や漁業者等が漁港施設(用地を含む。)を利用することを念頭としたものであるが、民間事業者が利用する場合は、漁港が無秩序に利用されることがないように、以下のような条件等により運用しているところ。

1 占用

(1) 漁港の占用許可(漁港漁場整備法等)

- ・ 漁港区域内の水域や漁港施設用地を占用させる場合、漁港管理者(都道府県または市町村)は、漁港の利用を阻害しないかなどを確認した上で許可(法第39条第2項ほか)。
- ・ 許可に付した条件に違反した場合には、許可を取り消すことが可能(法第39条の2第1項第2号ほか)。
- ・ 占用許可の期間は、漁港管理者が必要に応じて適正な期間を設定するよう指導(長官通知等)。

(2) 漁港の有効利用に係る運用(水産庁長官通知)

- ・ 漁港を有効利用する際には、漁港管理者が地元関係者の了解を得るよう指導。

3 国によるチェック

補助の入っている漁港施設(用地を含む。)の目的外使用による占用や貸付けについては、補助金等適正化法に基づき、農林水産大臣の承認等が必要とされており、補助事業者である地方公共団体から水産庁への承認申請の際に、内容をチェックし、必要な指導・助言を行うことが可能。

2 貸付け

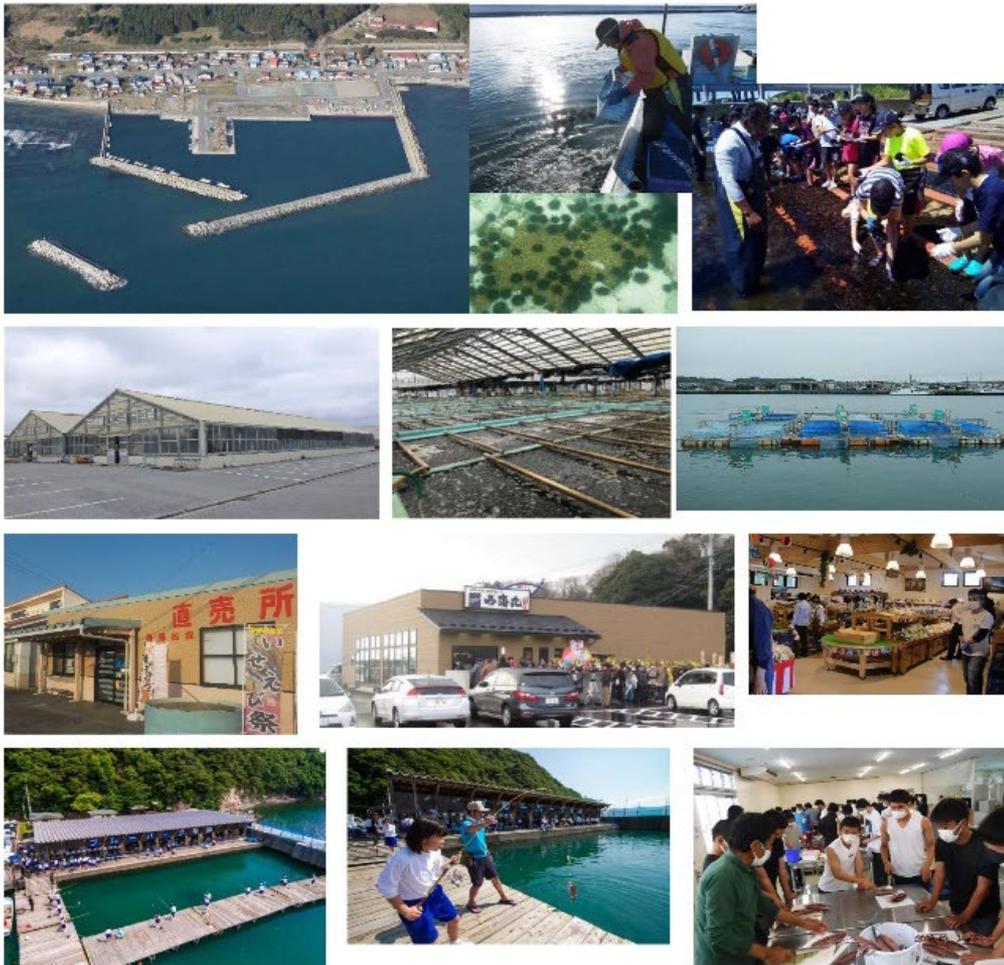
(1) 漁港施設の貸付制度(漁港漁場整備法等)

- ・ 漁港管理者の認定を受けた民間事業者に特定漁港施設を貸付けすることが可能。必要な場合には、勧告措置、認定の取消しが可能(法第37条の2)。
- ・ 第三者への転貸しや賃借権の譲渡が禁止されるとともに、民間事業者が契約に違反した場合等の契約解除が可能(省令)。

(2) 民間事業者の認定の基準(農林水産省令)

- ・ 民間事業者の認定に当たり、必要な資力及び信用を有することや漁港の利用を阻害しないことなどを条件。
- ・ 認定の際の公告・縦覧、選定結果の公表等を義務付け、透明性を確保。

漁港施設の有効活用 ガイドブック



令和3年8月
水産庁
漁港漁場整備部

水産庁では、漁港施設の有効活用をより一層推進するため、実践的なノウハウ、豊富な事例をとりまとめた「漁港施設の有効活用ガイドブック」を令和3年8月に作成しました。

本ガイドブックは、これから漁港施設の有効活用に取り組もうとする漁港管理者や水産関係者の方々に対し、漁港施設の有効活用に関する基礎的な情報や背景、制度、留意すべきプロセス、全国の取組事例等を取りまとめ、紹介するものであり、有効かつ実用的な情報提供になることを期待しています。

●リンク先

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/210803.html>

【参考】漁港施設の有効活用にかかる規制緩和(平成31年4月)

規制緩和以前

課題

規制緩和後(H31.4～)

平成31年4月1日施行

1. 水域・公共空地にかかる規制

○水域・公共空地の占用許可の期間が**原則1年以内**。

○占用許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。

○占用許可の期間を「**原則10年以内**」に**延長**。
(水産庁長官通知の改正)

2. 行政財産にかかる規制

○漁港施設(用地を含む)の占用許可の期間が**原則3年以内**。

○占用許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。

○占用許可の期間を「**原則10年以内**」に**延長**。
(模範漁港管理規程例の改正)
→ 水産政策審議会への諮問事項

○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる特定漁港施設が**漁獲物の処理、保蔵及び加工施設とその用地等に限定**。

○漁港施設の機能高度化のためには民間事業者のノウハウ等の活用が必要であるが、貸付対象施設が限定。

○貸付けの対象となる特定漁港施設に**陸上養殖施設及びプレジャーボート保管施設とその用地を追加**。
(漁港漁場整備法施行規則の改正)

○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる漁港が、**取扱水産物の数量1,000トン以上の漁港に限定**。

○取扱水産物の数量が1,000トンに満たない漁港においても、民間事業者のノウハウ等を活用して漁港施設の機能高度化ができる漁港が多数存在。

○貸付けの対象となる**漁港の取扱水産物の数量を「1,000トン」から「100トン」に引き下げ**。
(漁港漁場整備法施行規則の改正)

3. 補助対象財産にかかる規制

○**長期利用財産**(注)となった漁港施設を地域活性化等を図るために利用する場合、**漁港施設用地は補助金返還の緩和措置の適用外**。

○地域活性化等を図るためには、**レストラン、直売所、体験交流施設等の地域の活性化に資する施設を立地しやすくする必要**。

○地域活性化等を図るために**長期利用財産**として漁港施設を利用する場合、**漁港施設用地も補助金返還の緩和措置を適用**。
(水産庁長官通知の改正)

(注) 補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産

占用による利用

貸付による利用

占用・貸付共通